

公益社団法人日本図書館協会 理事及び監事選任規程

(目的等)

第1条 本規程は、公益社団法人日本図書館協定会款第31条の規定により、理事及び監事の選任に必要な事項を定める。理事及び監事の選任については、定款で定めるもののほか、この規程による。

(理事及び監事の選任の時期)

第2条 定款第31条に規定する理事及び監事の選任のための代議員総会は、定款第18条に第2項に規定する前事業年度終了後3か月以内に開催される定時代議員総会(以下「決算代議員総会」という。)とする。

(理事及び監事の任期)

第3条 定款第34条に規定する理事及び監事の任期は、第2条により、理事及び監事が選任された決算代議員総会の終結の日から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する決算代議員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(理事及び監事の定数)

第4条 理事及び監事の定数は定款第30条に定めるところにより、理事は15名以上20名以内、監事は1名以上3名以内とする。

(理事及び監事の構成)

第5条 理事は、原則として定款第6条に規定する正会員から選任するものとし、それ以外の者からも選任することができる。

2 理事の構成には、少なくとも個人会員9名及び施設等会員6名を含むものとする。

第6条 監事は、原則としてこの法人の構成員以外の者から選任するものとし、会員から選任することもできる。

2 監事のうち1名は、税理士又は公認会計士である者が望ましい。

(理事及び監事の選任に関する基本方針)

第7条 理事及び監事の選任の行われる前事業年度終了後3か月以内に開催される定時代議員総会(以下「当該決算代議員総会」という。)に先立って開催される翌事業年度開始の日の前日までに開催される定時代議員総会(以下「予算代議員総会」という。)は、理事及び監事の選任のための基本方針を策定するものとする。

2 理事長は、前項の予算代議員総会において、この法人の運営課題等について説明しなければならない。

(理事及び監事の候補者の推薦)

第8条 理事及び監事の候補者は、代議員が推薦するものとする。ただし、理事長は、理事会の議決を経て、代議員総会に対し理事及び監事の候補者を推薦することができる。

2 代議員及び理事長は、前項によって理事及び監事の候補者の推薦を行う場合は、前条第1項によって策定された基本方針に基づいて行うものとする。

3 理事長は、理事の候補者の推薦に当たり、定款第50条に定める活動部会から選出された当該活動部会を代表する者を理事候補者として推薦することができる。また、国立国会図書館長に国立国会図書館を代表する者1名の推薦を求めることができる。

(代議員総会における候補者の選任方法)

第9条 理事及び監事の選任のための手続きについては、第7条に規定する予算代議員総会において定める。理事長は、その結果を全代議員に通知する。

第10条 代議員及び理事長は、前条によって定められた手続きに基づいて、当該代議員総会の少なくとも2週間前までに、理事及び監事の候補者について、推薦理由を付して推薦する。

第11条 理事及び監事の選任は、当該代議員総会において、候補者ごとに、出席代議員全員による投票によることとし、出席代議員の過半数の得票を得た者は信任されたものとする。

2 前項によって信任された者の数が第4条の定数を超える場合は、第5条第2項を勘案して、得票数の多い順に選任する。

3 得票が同数の場合、同位者として取扱う。その結果、第4条の定数を超える場合は、当該同数得票の候補者に対してのみ、当該代議員総会出席代議員全員による再投票を行う。その取り扱いは、前2項及び本項前段に準じる。

(補欠の理事及び監事)

第12条 理事及び監事に、第4条に定める定数及び第5条第2項に定める理事構成等に欠員が生じた場合等には、第2条の規定にかかわらず、臨時の代議員総会を開催し、補欠の理事及び監事を選任するものとする。

2 前項に規定する臨時の代議員総会における理事及び監事を選任方法は、第9条の規定によって定められた手続きによるものとし、第10条及び第11条を準用する。

3 補欠の理事及び監事の任期は、第3条の規定にかかわらず、前任者の残期間とする。
(規程の改正)

第13条 この規程の改廃については、代議員総会の同意を得て理事会が議決する。

附則 本規程は、この法人の登記の日（平成26年1月21日）から施行する。